

目黒区介護保険居宅サービス等 利用者負担額軽減制度

目黒区では、居宅サービスを利用されているかたの利用者負担額について目黒区独自の軽減制度を設けています。

★ 軽減の対象となるサービス

要介護 ①訪問入浴介護 ②訪問看護 ③訪問リハビリテーション
または ④通所リハビリテーション ⑤短期入所生活介護（ショートステイ）
要支援 ⑥短期入所療養介護 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護

要介護 ⑨訪問介護 ⑩通所介護 ⑪定期巡回・随時対応型訪問介護看護
⑫夜間対応型訪問介護 ⑬看護小規模多機能型居宅介護
⑭地域密着型通所介護

その他 ⑮介護予防・日常生活支援総合事業の一部サービス（注１）

★ 軽減

介護サービス利用者負担額を２分の１に軽減します。

★ 軽減認定の要件

次の全ての条件を満たすかた（生活保護受給者を除きます。）

- 1 住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額が０円である（注２）。または、公的年金等控除後及び給与所得控除後の本人の合計所得金額が１０万円以内である。
- 2 本人が税法上の被扶養者である場合は、扶養者の住民税が非課税である。
- 3 同住所地に居住する兄弟姉妹、直系血族（子、孫など）が住民税非課税である。

★軽減方法について ①②の方法があります。

- ① 目黒区と受領委任払協定を締結しているサービス提供事業者を利用した場合は、軽減後の利用者負担額をサービス提供事業者にお支払いください。
- ② サービス提供事業者が、受領委任払いの協定を締結していない場合は、いったん利用者負担額の全額をお支払いいただき、領収書を添付して目黒区に軽減分の差額（助成金）を支給申請してください。

※ 受領委任払協定締結事業者については、サービス提供事業者にご確認していただくか、介護保険給付係にお問い合わせください。

※ ご不明な点は介護保険課介護保険給付係までお問い合わせください。

目黒区 健康福祉部 介護保険課 介護保険給付係

TEL ５７２２－９８４７

（注１）「予防給付相当サービス」「区独自基準サービス」が該当。

（注２）合計所得金額０円とは、年金・給与・不動産などの収入金額からそれぞれの必要経費に相当する金額を控除した額が０円であることをさします。

また、住民税は前年の１月１日から１２月３１日までの収入が対象。